

令和6年度6月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

能登半島地震等を踏まえた災害対策や物価高騰対策など、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの 累計額	6月補正予算額	6月現計予算額	(参考) 6年度6現/ 5年度6現
一般会計	21,045.12	122.26	21,167.38	92.7
特別会計	22,469.37	—	22,469.37	99.6
企業会計	1,603.20	—	1,603.20	97.8
計	45,117.70	122.26	45,239.97	96.2

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの 累計額	6月補正予算額	6月現計予算額
国庫支出金	1,348.09	59.40	1,407.49
繰入金	1,541.42	53.52	1,594.95
県債	1,074.52	9.33	1,083.85
その他	17,081.08	0.00	17,081.08
計	21,045.12	122.26	21,167.38

※1 国庫支出金のうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は53.00億円

※2 繰入金の内訳 地域医療介護総合確保基金繰入金：42.78億円

財政調整基金繰入金：10.74億円

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

(1) 災害対策（12億5,201万円）

事業名及び事業概要		補正予算額
一部 新	①備蓄資機材等の緊急整備 良好な生活環境を確保した避難所を迅速に開設するため、避難所用テントの備蓄を強化する。 また、災害情報管理システムに衛星解析画像を表示する機能を追加するほか、新たにドローンが撮影した映像を伝送するシステムを導入するとともに、赤外線カメラを搭載したドローンを整備する。 ・避難所用テント：5,000張、赤外線カメラ搭載ドローン：2台	3億3,851万円
	②災害医療における確実な情報伝達のための衛星通信システムの整備 大規模災害時の災害医療を円滑に行うため、本庁庁舎及び保健福祉事務所等に衛星通信システムを整備する。 ・整備箇所：本庁庁舎及び保健福祉事務所など10箇所（20台）	4,117万円
	③緊急輸送道路の機能強化 住民の避難や救助活動を円滑に行うため、特に孤立化が懸念される地域や高速道路につながる緊急輸送道路について、土砂崩落対策や橋りょうの耐震補強を一部前倒して実施するとともに、沿道建築物の耐震化が必要な路線を洗い出すための調査を行う。 ・土砂崩落対策：県道76号（山北町中川）など7箇所 ・橋りょう耐震補強：大柵沢橋（清川村宮ヶ瀬地内）など11箇所 ・沿道建築物状況調査：国道134号など約800km	8億7,233万円
合 計		12億5,201万円

問合せ先

【①】 暮らし安全防災局防災部危機管理防災課	課長 石渡	電話 045-210-3420
【②】 健康医療局保健医療部健康危機・感染症対策課	課長 鈴木	電話 045-285-0654
【③土砂崩落・橋りょう】 県土整備局道路部道路管理課	課長 小山	電話 045-210-6350
【③沿道建築物状況調査】 県土整備局建築住宅部建築安全課	課長 伊東	電話 045-210-6250

(2) 物価高騰対策（54億 276万円）

支援対象期間は国の激変緩和措置の期間に合わせ、光熱費については2か月（4・5月分）、燃料費については3か月（4～6月分）とする。その他の経費についても、同措置に準じ、基本的に2か月又は3か月とする。

ア 生活者支援（14億 956万円）

事業名及び事業概要		補正予算額
①LPガス料金の高騰に対する支援 LPガス料金の高騰による一般消費者等の負担を軽減するため、LPガス販売事業者が実施する利用料金の値引き等に対して支援金を支給する。		13億9,919万円
支援金支給先（支援対象者）	支援額	
LPガス販売事業者（一般消費者等）	1,000円／世帯	

事業名及び事業概要		補正予算額
②学校給食等物価高騰対応費補助 物価高騰による保護者等の負担軽減を行うため、県立特別支援学校の給食費及び寄宿舍食費の物価高騰分を補助する。		1,036万円
補助対象経費	補助額	
ア 給食費	56円／1食	
イ 寄宿舍食費	61円／1食	
合 計		14億 956万円

イ 事業者支援 (39億4,983万円)

(7) 医療、福祉、学校に対する支援

事業名及び事業概要		補正予算額
①医療機関等の光熱費に対する支援 電気代・ガス代の高騰による医療機関等の負担を軽減するため、支援金を支給する。		5億9,819万円
支援対象者	支援額	
病院、有床診療所	0.4万円／床	
病院（特別高圧受電者）	0.5万円／床	
無床診療所、歯科診療所、薬局、助産所、 施術所（あん摩・はり・きゅう、柔道整復）、 歯科技工所	1万円／施設	
※ 医療保険適用の施設等に限る。		
②福祉施設等の光熱費等に対する支援 電気代・ガス代等の高騰による福祉施設等の負担を軽減するため、支援金を支給する。		15億1,395万円
支援対象者	支援額	
高齢者施設等、障害福祉施設等		
ア 入所施設	ア 0.7万円／名（定員あたり）	
イ 通所系事業所	イ（介護サービス事業所） 大規模 5万円／事業所 小規模 3万円／事業所 （障害福祉サービス事業所） 3万円／事業所	
ウ 訪問系事業所	ウ 2万円／事業所	
児童養護施設等、救護施設等	0.7万円／名（定員あたり）	
※ 政令市・中核市分は市に対する補助		

事業名及び事業概要		補正予算額										
<p>③私立学校の光熱費等に対する支援 電気代・ガス代等の高騰による私立学校の負担を軽減するため、支援金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象者</th> <th>支援額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 小中高特</td> <td>ア 3万円～36万円/校</td> </tr> <tr> <td>イ 幼稚園（私学助成園）</td> <td>イ 3万円/園</td> </tr> <tr> <td>ウ 専修学校</td> <td>ウ 4万円/校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アのうち、給食実施校 給食実施加算 55円/1食</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 小中高特：小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校</p>		支援対象者	支援額	ア 小中高特	ア 3万円～36万円/校	イ 幼稚園（私学助成園）	イ 3万円/園	ウ 専修学校	ウ 4万円/校		アのうち、給食実施校 給食実施加算 55円/1食	3,825万円
支援対象者	支援額											
ア 小中高特	ア 3万円～36万円/校											
イ 幼稚園（私学助成園）	イ 3万円/園											
ウ 専修学校	ウ 4万円/校											
	アのうち、給食実施校 給食実施加算 55円/1食											
<p>④生活困窮者支援団体等の光熱費等に対する支援 電気代・ガス代等の高騰による生活困窮者支援団体等の負担を軽減するため、支援金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象者</th> <th>支援額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活困窮者支援団体、困難を抱える女性を支援する団体、ひきこもり等支援団体、高齢者団体等</td> <td>2万円/団体</td> </tr> </tbody> </table>		支援対象者	支援額	生活困窮者支援団体、困難を抱える女性を支援する団体、ひきこもり等支援団体、高齢者団体等	2万円/団体	3,350万円						
支援対象者	支援額											
生活困窮者支援団体、困難を抱える女性を支援する団体、ひきこもり等支援団体、高齢者団体等	2万円/団体											
合 計		21億8,389万円										

(イ) 生活衛生関係営業者に対する支援

事業名及び事業概要		補正予算額				
<p>○一般公衆浴場の燃料費等に対する補助 物価高騰の影響を大きく受けている一般公衆浴場の燃料費及び電気代の負担増に対して補助する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料費及び電気代の高騰分</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>		補助対象経費	補助率	燃料費及び電気代の高騰分	1/2	1,644万円
補助対象経費	補助率					
燃料費及び電気代の高騰分	1/2					
合 計		1,644万円				

(ウ) 農林水産業者に対する支援

事業名及び事業概要	補正予算額				
<p>①施設園芸農家の燃料費等に対する補助 国の施設園芸セーフティネット構築事業への加入を促進するため、セーフティネット加入者の燃料費の負担増に対して支援するとともに、省エネ資材等の購入に対して補助する。</p> <table border="1" data-bbox="233 434 1169 595"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料費に係るセーフティネット補填金（自己負担相当分）、省エネ資材等の購入費用</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助率	燃料費に係るセーフティネット補填金（自己負担相当分）、省エネ資材等の購入費用	1 / 2	3,294万円
補助対象経費	補助率				
燃料費に係るセーフティネット補填金（自己負担相当分）、省エネ資材等の購入費用	1 / 2				
<p>②畜産農家の輸入乾牧草購入に対する補助 畜産農家の輸入乾牧草購入費の負担増に対して補助する。</p> <table border="1" data-bbox="233 714 1169 853"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸入乾牧草の価格高騰分</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助率	輸入乾牧草の価格高騰分	1 / 2	4,127万円
補助対象経費	補助率				
輸入乾牧草の価格高騰分	1 / 2				
<p>③と畜場の燃料費に対する補助 県内で飼育する豚の5割以上を出荷している神奈川食肉センターにおける光熱費の負担増に対して補助する。</p> <table border="1" data-bbox="233 999 1169 1126"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気代及びガス代の高騰分</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助率	電気代及びガス代の高騰分	1 / 2	351万円
補助対象経費	補助率				
電気代及びガス代の高騰分	1 / 2				
<p>④きのこ生産者の燃料費等に対する補助 きのこ生産者の燃料費の負担増や省エネ機器等の導入に対して補助する。</p> <table border="1" data-bbox="233 1245 1169 1373"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料費の高騰分、省エネ機器等導入費用</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助率	燃料費の高騰分、省エネ機器等導入費用	1 / 2	361万円
補助対象経費	補助率				
燃料費の高騰分、省エネ機器等導入費用	1 / 2				
<p>⑤漁業協同組合等の電気代に対する補助 出荷施設等を運営している漁業協同組合等や、放流用稚魚等を生産している公益財団法人神奈川県栽培漁業協会の電気代の負担増に対して補助する。</p> <table border="1" data-bbox="233 1541 1169 1668"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気代の高騰分</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助率	電気代の高騰分	1 / 2	199万円
補助対象経費	補助率				
電気代の高騰分	1 / 2				
合 計	8,333万円				

(イ) 中小企業者等に対する支援

事業名及び事業概要		補正予算額						
<p>①中小製造業等特別高圧受電者支援事業費</p> <p>特別高圧を受電する県内中小企業者の負担を軽減するため、電気代高騰の影響を受けている製造業・倉庫業及び商業施設やオフィスビルに入居する事業者を支援する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象者</th> <th>支援単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別高圧を受電する県内中小企業のうち、製造業者及び倉庫業者</td> <td>月 1.8 円/kWh (4月) 月 0.9 円/kWh (5月)</td> </tr> <tr> <td>特別高圧を受電する商業施設やオフィスビルに入居する店舗等の事業者</td> <td>5 万円/所</td> </tr> </tbody> </table>	支援対象者	支援単価	特別高圧を受電する県内中小企業のうち、製造業者及び倉庫業者	月 1.8 円/kWh (4月) 月 0.9 円/kWh (5月)	特別高圧を受電する商業施設やオフィスビルに入居する店舗等の事業者	5 万円/所		2億7,019万円
	支援対象者	支援単価						
特別高圧を受電する県内中小企業のうち、製造業者及び倉庫業者	月 1.8 円/kWh (4月) 月 0.9 円/kWh (5月)							
特別高圧を受電する商業施設やオフィスビルに入居する店舗等の事業者	5 万円/所							
<p>一部 新</p> <p>②信用保証事業費補助</p> <p>国の「伴走支援型特別融資」終了後も、同じ水準の信用保証料率で融資を受けることができる「(仮称) かながわ伴走支援型特別融資」を7月から9月まで設け、長引く物価高騰の影響を受ける中小企業者等の資金繰りを支援する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>信用保証料率*</th> </tr> <tr> <th>7～9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(仮称) かながわ伴走支援型特別融資</td> <td rowspan="2">0.10%～0.575% (0.45%～1.9%)</td> </tr> <tr> <td>(原油・原材料高騰等により変化した経済環境に適応するため、事業者の経営改善を金融機関が伴走支援するもの)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 括弧書きは補助がない場合の信用保証料率</p>	区分	信用保証料率*	7～9月	(仮称) かながわ伴走支援型特別融資	0.10%～0.575% (0.45%～1.9%)	(原油・原材料高騰等により変化した経済環境に適応するため、事業者の経営改善を金融機関が伴走支援するもの)		9億3,170万円
区分		信用保証料率*						
	7～9月							
(仮称) かながわ伴走支援型特別融資	0.10%～0.575% (0.45%～1.9%)							
(原油・原材料高騰等により変化した経済環境に適応するため、事業者の経営改善を金融機関が伴走支援するもの)								
合 計		12億 189万円						

(オ) 運輸事業者に対する支援

事業名及び事業概要		補正予算額
<p>○貨物運送事業者物価高騰対応費補助</p> <p>中小貨物運送事業者に対し、燃料価格高騰分の一部を支援する。</p> <p>・支援額：営業用貨物自動車 0.75 万円/車両 営業用貨物軽自動車 0.3 万円/車両</p>		4億6,426万円
合 計		4億6,426万円

ウ 指定管理施設への費用負担 (4,337 万円)

事業名及び事業概要		補正予算額
<p>○指定管理施設における光熱費等の増影響への対応</p> <p>燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費等の上昇分を負担する。</p>		4,337万円
合 計		4,337万円

問合せ先

ア 生活者支援

- 【①】 暮らし安全防災局防災部消防保安課 課長 佐藤 電話 045-210-3422
【②】 教育局指導部保健体育課 課長 磯貝 電話 045-210-8300

イ 事業者支援

(7) 医療、福祉、学校に対する支援

- 【①】 健康医療局保健医療部医療整備・人材課 課長 渡邊 電話 045-210-4860
【②高齡者施設等】

福祉子どもみらい局福祉部 介護サービス担当課長 藤澤 電話 045-210-4801

【②障害福祉施設等】

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長 高橋 電話 045-210-4702

【②児童養護施設等】

福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 課長 臼井 電話 045-210-4650

【②救護施設等】 福祉子どもみらい局福祉部生活援護課 課長 垣中 電話 045-210-4900

【③】 福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課 課長 山田 電話 045-210-3760

【④生活困窮者支援団体】

福祉子どもみらい局福祉部 生活困窮者対策担当課長 谷川 電話 045-285-0864

【④困難を抱える女性を支援する団体】

福祉子どもみらい局共生推進本部室 人権男女共同参画担当課長 石井 電話 045-210-3630

【④ひきこもり等支援団体】

福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課 課長 岩崎 電話 045-210-3830

【④高齡者団体等】 福祉子どもみらい局福祉部高齡福祉課 課長 長澤 電話 045-210-4830

(4) 生活衛生関係営業者に対する支援

健康医療局生活衛生部生活衛生課 課長 大島 電話 045-210-4930

(5) 農林水産業者に対する支援

【①】 環境農政局農水産部農業振興課 課長 瀧埜 電話 045-210-4420

【②、③】 環境農政局農水産部畜産課 課長 小菅 電話 045-210-4500

【④】 環境農政局緑政部森林再生課 課長 大貫 電話 045-210-4330

【⑤】 環境農政局農水産部 水産振興担当課長 原 電話 045-210-4532

(6) 中小企業者等に対する支援

【①】 産業労働局中小企業部中小企業支援課 課長 小田 電話 045-210-5550

【②】 産業労働局中小企業部金融課 課長 大居 電話 045-210-5670

(7) 運輸事業者に対する支援

産業労働局中小企業部商業流通課 課長 小板橋 電話 045-210-5600

ウ 指定管理施設への費用負担

総務局財政部財政課 課長 市川 電話 045-210-2250

(3) その他

① ア 運転免許の更新手続き等に関するデジタル化の推進 5,396 万円

【債務負担行為の設定】 期 間 令和6年度～令和12年度
限 度 額 20 億 9,972 万円

運転免許更新手数料等について、収入証紙による徴収に代えて、警察署等での窓口キャッシュレス決済を導入する。また、運転免許更新手続きの窓口混雑解消のため、オンライン予約サービスを導入するとともに、運転免許とマイナンバーカードの一体化に向けて、免許情報の即日記録が可能な警察署を拡充する。

【導入予定時期】

- ① 窓口キャッシュレス決済（警察署）：7年3月
- ② 窓口キャッシュレス決済（運転免許センター）：7年8月
- ③ オンライン予約サービス・

運転免許とマイナンバーカードの一体化に向けた即日記録署の拡充：7年8月

① [警察本部総務部会計課課長代理 電話 045-211-1212 内線 2211]

②③ [警察本部交通部運転免許課課長代理 電話 045-365-3111 内線 211]

一部 ① イ 感染症法等の改正に伴う協定締結医療機関等への補助 6 億 6,962 万円

新興感染症の発生・まん延時に備えるため、新たに協定締結医療機関が行う個室病床等の整備に対して補助する。また、災害・感染症医療業務従事者を派遣する医療機関が行う派遣用医療機器等の整備に対して補助する。

[健康医療局保健医療部健康危機・感染症対策課長 電話 045-285-0654]

一部 ② ウ 保健福祉大学における入学料の見直し 5,414 万円

優秀で意欲のある学生の県内外からの確保に向けて、令和7年度から入学料を現行の2分の1とするため、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に対する運営費交付金を増額する。

[健康医療局保健医療人材担当課長 電話 045-210-4742]

一部 ③ エ 介護ロボット実用化促進事業費 2 億 9,730 万円

更なる介護ロボットの導入や実用化等を促進させるため、介護事業所の生産性向上の状況や被介護者のケアの質の変化を把握できるデータ基盤を構築し、横展開を図るとともに、開発企業及び介護事業所に対して研修等を実施する。

[産業労働局産業部産業振興課長 電話 045-210-5630]

オ 介護サービス提供体制の整備促進等に対する補助（地域医療介護総合確保基金事業）
42 億 7,821 万円

介護施設の大規模修繕・耐震化工事や、大規模修繕の際に併せて行う介護ロボットやICT機器の導入に対して補助する。また、介護職員の宿舍を整備する経費に対して補助する。

[福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長 電話 045-210-4801]

カ 浦島合同庁舎（仮称）新築工事に関する継続費の変更

2億1,870万円

浦島合同庁舎（仮称）の新築工事について、工事等を一部前倒して実施するため、既設定の継続費の年割額を変更する。

【年割額】

（単位：万円）

年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	計
変更前	3,810	1億6,890	9億 250	16億7,450	4億5,970	32億4,370
変更後	3,810	3億8,760	12億6,520	12億1,870	3億3,410	32億4,370

※ 工事期間の終期を、令和10年1月から令和9年4月に前倒し

[産業労働局管理担当課長 電話 045-210-5512]

II 条例案等について

1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 廃 止	1 件
条 例 の 改 正	11 件
工 事 請 負 契 約 の 変 更	1 件
動 産 の 取 得	4 件
指 定 管 理 者 の 指 定	4 件
そ の 他	3 件
計	24 件
(参考)6月補正予算	1 件
合 計	25 件

2 条例案等の概要

【条例の廃止】

- かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金条例を廃止する条例
かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金を廃止することに伴い、条例を廃止する。

[政策局企画調整担当課長 電話 045-210-3012]

【条例の改正】

- 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例
個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

- 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

医療法施行条例附則に基づく療養病床に係る既存の病床数の算定に関する経過措置期間の満了に伴い、対象事務を削除するなど、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、健康保険証が廃止されることに伴い、県が独自にマイナンバーを利用する事務に、肝炎患者等に対する医療の給付等に関する事務等を追加するなど、所要の改正を行う。

[総務局デジタル戦略本部室情報企画担当課長 電話 045-210-3390]

- 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

建築計画概要書等の写しの交付手数料等について、建築計画概要書等閲覧交付システムの導入に伴い、証紙による収入の方法から、現金やクレジットカード等による徴収に改めるため、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

- 神奈川県県税条例の一部を改正する条例

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づく税率特例措置の期間満了に伴い、関係規定を削除するとともに、条例附則の形式を見直すため、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]

- 過疎地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する特別償却設備を取得等した者に対して地方税の課税免除を行った場合の減収補填措置の期間が延長されたことに伴い、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]

- 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例

排水基準を定める省令等の一部改正を踏まえ、6価クロム化合物及び大腸菌群数の排水基準等に関し、所要の改正を行う。

[環境農政局環境部環境課長 電話 045-210-4120]

- 各教育・保育施設に配置すべき職員の配置基準関係3議案

内閣府・文部科学省・厚生労働省告示等の一部改正に伴い、各教育・保育施設に配置すべき職員の配置基準について、所要の改正を行う。

- ① 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例
- ② 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ③ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長 電話 045-210-4660]

○ 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

県立高校改革実施計画(Ⅲ期)に基づき、二俣川看護福祉高等学校を学科改編し、名称を二俣川高等学校に変更するため、所要の改正を行う。

[教育局総務室県立高校改革担当課長 電話 045-285-1011]

【工事請負契約の変更】

インフレスライド条項の適用に伴い、工事請負契約を変更する。

名 称	請負契約者	請負契約金額	
		変更後	変更前
一級河川矢上川地下調節池トンネル本体Ⅰ期工事請負契約	大成・大豊・土志田特定建設工事共同企業体	185億6,307万9,700円	(当初契約額) 169億9,500万円
			(現契約額) 174億910万9,300円

[県土整備局河川下水道部河港課長 電話 045-210-6470]

【動産の取得】

○ 新型インフルエンザ対策に係る行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬

本県の抗インフルエンザウイルス薬備蓄目標を踏まえ、購入契約を締結する。

品 目	数 量	契約者名	契約金額
リレンザ備蓄用	84,200箱	グラクソ・スミスクライン株式会社 代表取締役 ポール・リレット	1億7,875万6,600円

[健康医療局保健医療部感染症対策担当課長 電話 045-285-0848]

○ 大型電子黒板

県立高校及び県立特別支援学校における大型電子黒板を整備するため、購入契約を締結する。

区 分	品 目	数 量	契約者名	契約金額
① 県立高校	大型電子黒板	1,632台	株式会社有隣堂 代表取締役 松信 健太郎	7億9,527万3,600円
② 県立特別支援学校	大型電子黒板	406台	株式会社有隣堂 代表取締役 松信 健太郎	1億897万400円

①[教育局指導部高校教育課長 電話 045-210-8240]

②[教育局支援部特別支援教育課長 電話 045-210-8214]

○ 県立図書館収蔵館書架

令和7年度に供用開始する県立図書館収蔵館における書架を整備するため、購入契約を締結する。

品目及び数量 書架 584 台

契約者名 丸善雄松堂株式会社 代表取締役 矢野 正也

契約金額 10 億 3,345 万円

[教育局生涯学習部生涯学習課長 電話 045-210-8330]

【指定管理者の指定】

施設の名称	指定管理者候補		指定期間
	名称	主たる事務所の所在地	
① かながわアートホール	神奈川県フィルハーモニー管弦楽団グループ	横浜市中区山下町46番地	R7.4.1～ R12.3.31
② 西湘スポーツセンター	BSC・三洋装備グループ	横浜市南区宿町2番36号	R7.4.1～ R12.3.31
③ スポーツ会館	公益財団法人神奈川県スポーツ協会	横浜市神奈川区三ツ沢西町3番1号	R7.4.1～ R12.3.31
④ 秦野ビジターセンター及び西丹沢ビジターセンター	公益財団法人神奈川県公園協会	横浜市中区扇町三丁目8番地8	R7.4.1～ R12.3.31

①[文化スポーツ観光局マグカル担当課長 電話 045-285-0760]

②③[文化スポーツ観光局スポーツ課長 電話 045-285-0791]

④[環境農政局緑政部自然環境保全課長 電話 045-210-4301]

【その他】

○ 和解について

国道138号における原動機付自転車転倒事故に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による東京高等裁判所からの和解勧告に基づき和解する。

[県土整備局道路部道路管理課長 電話 045-210-6350]

○ 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学定款の変更について

第13次地方分権一括法による地方独立行政法人法の一部改正により、公立大学法人の年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価が廃止されたことに伴い、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の定款を変更する。

[健康医療局保健医療部保健医療人材担当課長 電話 045-210-4742]

○ 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の徴収する料金の上限の変更の認可について

優秀で意欲のある学生の県内外からの確保に向けて、令和7年度から入学料を現行の2分の1とするため、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学が徴収する料金の上限の変更を認可する。

[健康医療局保健医療部保健医療人材担当課長 電話 045-210-4742]

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

課長 市川 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 井上 電話 045-210-2252

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 石田 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 石井 電話 045-210-3022